

電 気 需 給 約 款

株式会社エネサンス関東

Ver. 3.0
2023年11月1日

目次

I	総則	5
1	適用	5
2	定義	5
3	単位および端数処理	6
4	本約款の変更	7
5	実施細目	8
II	電気需給契約	9
6	電気需給契約の申し込み	9
7	電気需給契約の成立および契約期間	9
8	需要場所	9
9	電気需給契約の単位	10
10	電気の供給開始	10
11	供給の単位	11
III	契約種別および料金	12
12	契約種別	12
13	低圧電灯需要	12
14	低圧電力需要	14
15	LPガスセット割	16
IV	電気料金の計算および支払い	17
16	料金の適用開始時期	17
17	検針日	17
18	料金の算定期間	17
19	電気の計量	17
20	料金の算定	18
21	日割計算	18
22	支払義務発生日および支払期日	18
23	料金その他の支払方法	18
24	延滞利息	19
V	電気の使用および供給	20
25	適正契約の保持	20

26	力率の保持	20
27	供給の停止	20
28	供給停止の解除	20
29	供給停止期間中の料金	21
30	違約金	21
31	使用の制限もしくは中止	21
32	制限もしくは中止時の料金	21
33	損害賠償の免責	21
34	設備の賠償	22
VI	電気需給契約の変更および解約	23
35	他の電気料金メニューへの変更	23
36	電気需給契約の変更	23
37	契約電流、契約容量または契約電力の変更	23
38	お客さまからの電気需給契約の解約	23
39	当社からの電気需給契約の解約	24
40	電気需給契約解約後の債権債務関係	25
VII	供給方法・工事および工事費負担金	26
41	需給地点および施設	26
42	計量器等の取付け	26
43	電流制限器等の取付け	26
44	工事費負担金	27
45	需給開始に至らないで電気需給契約を解約する場合等の費用の申受け	27
VIII	その他	28
46	電気需給にともなうお客さまの協力	28
47	請求書の郵送	29
48	消費税法改正の場合の取扱い	29
49	専属的合意管轄裁判所	29
50	反社会的勢力の排除	30
附則		31
1	本約款の実施期日	31
2	送配電事業者	31
3	記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置	31

4 標準周波数についての特別措置	31
別表	32
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金	32
2 燃料費調整	33
3 日割計算	34

I 総則

1 適用

- (1) この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社が、低圧電気の需要に応じて、一般送配電事業者の託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。）に定める託送供給により、電気を小売するときの需給条件を定めたものです。
- (2) 本約款は、次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

2 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 送配電事業者
1（適用）(2)において定める地域の一般送配電事業を営むことについて電気事業法第3条の許可を受けた事業者をいいます。
- (2) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (3) 需要場所
託送約款に定める需要場所をいいます。
- (4) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の他、LED 器具を含む照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (5) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (6) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (7) 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (8) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値とします。

- (9) 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (10) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (11) 契約電力等
契約電流、契約容量および契約電力を総称したものをいいます。
- (12) 電気料金メニュー
電気料金約款ごとに定める基本料金単価、電力量料金単価等お客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件をいいます。
- (13) 電気料金
本約款にもとづき、電気料金メニューを適用し、お客さまの電気のご使用状況に応じて計算される料金をいいます。
- (14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (15) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (16) 平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間とします。）をいいます。
- (17) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

3 単位および端数処理

本約款において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (2) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

4 本約款の変更

- (1) 当社は、託送約款が改定された場合、法令の改正により本約款に変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、契約の期間内であっても、本約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。
- (2) 当社は、本約款を変更する際には、当社のホームページへの掲載その他の方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、変更後の電気需給約款は、当社のホームページに掲載することで変更を実施した日に効力を生ずるものいたします。
- (3) 本約款を変更しようとする場合（(5)に定める場合を除く）において、電気事業法にもとづく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、同法にもとづく説明書面および変更後の書面の交付については、原則として、電子メールを送信する方法または当社のホームページへ掲載いたします。
- (4) 本約款等の変更にともない、(5)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を行う場合は、書面の交付、電子メールによる送信または当社のホームページへ掲載その他当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみ説明し、記載いたします。ただし、当社が必要と判断した場合、その他事項を追記することもあります。
- (5) 本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、電気事業法にもとづく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法にもとづく説明書面および変更後の書面の交付についてはこれを行わないものいたします。

5 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

II 電気需給契約

6 電気需給契約の申し込み

- (1) お客さまが新たに当社との電気需給契約を希望される場合は、原則としてそのご本人から、あらかじめ本約款を承認のうえ、電気料金メニューを1つ選択し、当社所定の書式によって申し込みいただきます。
- (2) 契約電流、契約容量または契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。
- (3) 申し込みにあたり、お客さまは、46（電気需給にともなうお客さまの協力）に定めるものの他、送配電事業者の託送約款で定める需要者に関する事項について遵守していただきます。

7 電気需給契約の成立および契約期間

- (1) 電気需給契約は、お客さまからの申し込みを当社が承諾したときに成立します。
- (2) 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、当社の設定する与信基準等により、電気需給契約の申し込みを承諾できない場合があります。
- (3) 契約期間は、電気需給契約が成立した日以降最初の12月31日までとし、契約満了日の、原則として15日前までに電気需給契約の終了または変更の申し出がない場合は、電気需給契約満了の翌日に、1年ごとに同一条件で更新いたします。

8 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
- (2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。
- (3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。
 - ① 居住用の建物の場合
1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

② 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

③ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、②に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り①に準ずるものといたします。

④ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とすることができます。

9 電気需給契約の単位

- (1) 当社は、原則として、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 電気需給契約を締結します。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合は、複数の電気需給契約を締結することができます。
- (2) 1 電気需給契約には、お客様が選択した1 電気料金メニューを適用するものとします。
- (3) 1 需要場所に低圧電灯設備と低圧電力設備が存在する場合において、原則、低圧電力（動力）のみの電気の供給は行っておりません。

10 電気の供給開始

- (1) 当社は、お客さまとの電気需給契約が成立したときには、供給開始に必要な手続きを経たのち、需給開始日より電気を供給いたします。

この場合の需給開始日は、以下のとおりとし、電子メール等にてお客さまに通知します。ただし、申込時においてメール登録をされていないお客さまは、重要事項通知書による後日確認となります。

- ① 他の小売電気事業者からの切替えにより需給を開始する場合は、原則として、所定の手続きが完了した後に到来する電気の検針日といたします。

- ② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。この場合、電気の使用開始にあたり、その他の小売電気事業者へ需給契約の申込みをしない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日といたします。
- (2) 当社は、送配電事業者に起因する事由、その他のやむを得ない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことがあります。この場合、あらかじめお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 電気需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（複数の電気需給契約に対して1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむを得ない場合

III 契約種別および料金

12 契約種別

- (1) 契約種別は、低圧電灯需要および低圧電力需要とし、電気料金メニューの詳細は、電気料金約款にて定めます。
- (2) 電気料金約款では、同約款の適用開始日および電気料金メニューごとの料金単価および低圧電力メニューの季節区分を定めます。

13 低圧電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの低圧電灯メニューとし、①または②のいずれかおよび③に該当するものに適用いたします。

- ① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ② 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、50 キロボルトアンペア未満であること。
- ③ 1 需要場所において、動力を使用する需要（交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトで電気の供給を受けるもので、他の小売電気事業者との契約分も含む）に対する電力契約とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合は、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、契約容量の場合は、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流または契約容量

- ① (1) 項①の場合の契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、1 年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。
- ② 送配電事業者は、(1) 項①の場合の契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または、電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当該送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限す

る計量器を取り付けないことがあります。

- ③ (1)項②の場合の契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次の〔契約容量の算定方法〕により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

〔契約容量の算定方法〕

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1 / 1,000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- ④ お客様が契約主開閉器による(1)項②の場合の契約容量を定めることを希望されない場合には、契約負荷設備をあらかじめ設定していただき、お客様と当社の協議により決定いたします。なお、契約容量の算定は、原則として、契約負荷設備の総容量（入力基準といたします）に次の係数を乗じて得た値といたします。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアを超える部分につき	65 パーセント

(4) 料金

- ① 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
- ② 基本料金及び電力量料金
基本料金は契約電流または契約容量に応じ 1 か月につき発生するものとし、電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。
- ③ 消費税の取扱い
当社の基本料金単価及び従量料金単価は、それぞれ消費税が含まれた金額として表示されています。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金と燃料費調整額の単価にも、それぞれ消費税額が含まれております。この消費税の取扱いは、低圧

電力についても同様といたします。

14 低圧電力需要

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 原則として契約電力が 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において、低圧電灯と合わせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流三相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は標準周波数 50 ヘルツといたします。

(3) 契約電力

契約電力は、需要場所における負荷設備の出力・台数等を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。ただし、この電気需給約款による電気の供給を受ける前に電気の供給を受けている場合は、当社への電気需給契約の申し込み時点での契約電力を基準として定めます。なお、当社への電気需給契約の申込時に需要場所が電気の供給前の場合、原則として契約電力は、次の①主開閉器の容量（定格電流）にもとづき、算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

① 主開閉器による契約

[契約電力の算定方法]

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1 / 1,000$$

なお、交流三相 3 線式標準電圧の電圧は 200 ボルトといたします。

- ② お客様が契約主開閉器による(3)項①の場合の契約電力を定めることを希望されない場合には、契約負荷設備をあらかじめ設定していただき、それぞれの入力値に次の(イ)の係数を乗じて得た値の合計に、(ロ)の係数を乗じて得た値といたします。

なお、設定する電気機器が出力のみ表示されている場合、用途がヒーターの場合は換算率：100%、用途がモーターの場合で「馬力」表示の場合は換算率：93.3%、または「キロワット」表示の場合は換算率：125%、を乗じて入力値に換算するものといたします。

(イ) 対象の電気機器の台数により

入力値の大きい ものから	最初の 2 台につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外の入力のものにつき	90 パーセント

(ロ) (イ) によって得た値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットを超える部分につき	70 パーセント

(4) 料金

- ① 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
- ② 基本料金及び電力量料金
基本料金は契約電力に応じ 1 か月につき発生するものとし、電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。なお、電気をまったく使用しない月の基本料金は、半額といたします。
- ③ 力率の取扱い
当社は低圧電力について力率による基本料金の割引、または割増の扱いは行いません。

(5) その他

- ① 変圧器、発電設備および蓄電池等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
- ② お客様が負荷設備を取り換えまたは取り外される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

15 LPガスセット割

お客さまが当社のLPガス供給契約の契約者であり、電気需給契約が成立した需要場所に当社のLPガスが供給されている、または、同時にLPガスの供給申し込みを受け当社が承諾した場合、別に定めるところによりLPガスセット割引をご利用いただけます。

なお、LPガスセット割引は、7（電気需給契約の成立および契約期間）(1)により、電気の需給契約が成立した日以降のLPガス検針日で計算されたガス料金から適用となります。ただし、この電気需給契約が終了した場合は、当該セット割引も当然に終了いたします。

IV 電気料金の計算および支払い

16 料金の適用開始時期

料金は、需給開始日から適用いたします。

17 検針日

- (1) 電気の検針は、月ごとに送配電事業者が行います。
- (2) 月ごとの電気の検針日は、お客さまの属する区域に応じて送配電事業者が定めます。
- (3) 送配電事業者は、計量器の故障や非常変災等の特別の事情がある場合には、月ごとに電気の検針を行なわないことがあります。

この場合、電気の検針を行なわない月については、送配電事業者があらかじめ定めた電気の検針日に電気の検針を行なったものといたします。

18 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の計量日（送配電事業者があらかじめ定めた、電力量が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間、または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) お客様が電気料金メニューの変更を申し込まれ、当社がこれを承諾した場合、変更後の電気料金メニューに基づく基本料金、電力量料金を変更を承諾した後に到来する最初の計量日よりはじまる計量期間の電気料金に適用いたします。

19 電気の計量

- (1) お客さまの使用電力量、最大需要電力等は、原則として、送配電事業者が取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量し、その計量の結果は、計量日以降に当社に通知されます。
- (2) 電気の検針を行わなかった場合や計量器の故障等によって送配電事業者が使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合の使用電力量または最大需要電力は、原則、託送約款に定める協定基準に則り、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 当社は、(1)および(2)をもとに、電気料金メニューごとに必要な日区分ごとの使用電力量の計算を行います。
- (4) 計量の結果は、当社所定の方法により、お客さまに通知いたします。

20 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - ① 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合。
 - ② 契約種別または契約電流、契約容量および契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合。
 - ③ 18(料金の算定期間)の計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 電気料金は、選択した電気料金メニューを適用して計算いたします。

21 日割計算

当社は、20(料金の算定)(1)①、②または③の場合は、別表3による日割計算をいたします。

22 支払義務発生日および支払期日

- (1) 1か月の料金の支払義務発生日(電気料金についてお客さまと当社との間で具体的な債権債務が確定した日をいいます。)は、当該1か月の電気の計量日以降に計算する電気金の請求日とします。ただし、お客さまが電気需給契約を解約した場合の、前回の電気の計量日から解約日までの電気料金の支払義務発生日は、解約日以降に計算される当該期間分の電気料金の請求日といたします。
- (2) 料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- (4) (3)の支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「当社が定める休日」といいます。)の場合には、当社は、その直後の当社が定める休日でない日を支払期日といたします。

23 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、託送約款に基づく工事費負担金その他についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、当社が指定する料金の支払方法は、原則として、①または②の方法としますが、当社が特に認めた場合は、その他の方法といたします。
 - ① お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ② お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。なお、口座登録が完了するまでの間は、当社が指定した金融機関を通

じて、当社が指定した様式によって払込みにより支払っていただきます。

- ③ ①または②の方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した方法によりお客さまが支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)①、②または③により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- ① (1)①により支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
 - ② (1)②により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。なお、口座登録が完了するまでの間において、当社が指定する様式によって払込みをする場合は、料金がその金融機関に払い込まれたとき。
 - ③ (1)③により支払われる場合は、料金が当社の指定した先に払い込まれたとき。
- (3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。ただし、お客さまが当社からLPガスの供給を受けており、電気料金とLPガス料金との支払義務発生日が同じ場合は、電気料金を先に支払っていただきます。
- (4) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾を得たときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

24 延滞利息

- (1) お客さまが支払期日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けることがあります。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定し得た金額といたします。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の計算の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

V 電気の使用および供給

25 適正契約の保持

当社は、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、お客さまにすみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

26 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、90 パーセント以上に保持していただきます。

27 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

- ① お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ② 需要場所内の送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、送配電事業者または当社に重大な損害を与えた場合
- ③ 送配電事業者に無断で送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、その旨を警告しても改めない場合には、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

- ① お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ② 電気工作物の改変等によって不正に送配電事業者の電線路を使用、または電氣を使用された場合
- ③ 託送約款に定める業務の遂行を、正当な理由なく拒否または妨害した場合
- ④ 46（電気需給にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) お客さまがその他本約款、託送約款または法令等に反した場合には、電氣の供給が停止されることがあります。

(4) (1)、(2)または(3)の場合により電氣の供給が停止される場合には、当社または送配電事業者は、送配電事業者の供給設備もしくはお客さまの電氣設備において、供給停止のための適当な処置を行います。なお、この場合には必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

28 供給停止の解除

27（供給の停止）によって電氣の供給が停止された場合で、お客さまがその理由となった事実を解消した場合は、電氣の供給が再開されます。

29 供給停止期間中の料金

27（供給の停止）によって電気の供給が停止された場合は、その停止期間中についても、原則として、供給がされていたものとみなして料金を算定いたします。

30 違約金

- (1) お客さまが不正に電気を使用し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、契約期間（最大12月）以内で当社が決定した期間といたします。

31 使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合、送配電事業者の都合等により、供給時間中にお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - ① 送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ② 送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
 - ③ 送配電事業者がその他電気の需給上または保安上必要があると判断した場合
- (2) (1)の場合には、当社または送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

32 制限もしくは中止時の料金

27（供給の停止）によって電気の供給が停止された場合に、その停止期間中についても、原則として、供給がされていたものとみなして料金を算定いたします。

33 損害賠償の免責

- (1) 31（使用の制限もしくは中止）によって電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 27（供給の停止）によって電気需給契約を解約した場合には、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (4) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動等その他不可抗力によってお客様が損害を受けた場合、当社はその損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 当社は、送配電事業者の責めに帰すべき理由、その他当社の責めとならない理由により被ったお客様の損害について賠償の責任を負いません。

34 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、送配電事業者から当社に請求のあった金額を、賠償金としてお客さまから申し受けます。

VI 電気需給契約の変更および解約

35 他の電気料金メニューへの変更

- (1) お客様が、適用中の電気料金メニューから他の電気料金メニューへの変更を申し込み、当社がそれを承諾した場合、お客様は電気料金メニューを変更することができます。ただし、他の電気料金メニューが適用となる変更の開始は当社が変更を承諾した日以降で最初の計量日となります。
- (2) 他への電気料金メニューの変更後、当社がお客様に対し契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合の取り扱い方法は、4（本約款の変更）(4)および(5)に準じるものとします。

36 電気需給契約の変更

お客様が、電気需給契約の変更（お客様の電気需給契約上の地位を新たなお客様に承継する場合を含みます。）を希望される場合は、Ⅱ（電気需給契約）に定める新たに電気需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

37 契約電流、契約容量または契約電力の変更

- (1) お客様が、需要場所における契約電流、契約容量または契約電力を変更される場合には、あらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) 当社が、お客様からの契約電流、契約容量または契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更前および変更後の契約電流または契約容量にもとづく基本料金をそれぞれ別表3に定める日割計算いたします。

38 お客様からの電気需給契約の解約

- (1) 引越し（転出）等の理由による電気需給契約の解約

お客様が、引越し等の理由により電気需給契約を解約しようとする場合は、あらかじめその解約を希望する日（以下「解約希望日」といいます。）を定めて、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客様の申し出をもとに、送配電事業者に対して、解約希望日に電気需給契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、当社は、以下の場合を除き、電気需給契約はお客様が申し出た解約希望日を解約日といたします。

- ① 当社がお客様の解約の申し出を、実際に使用を廃止した日以降に受けた場合は、]原則としてその申し出を受け付けた日（当社が定める休日である場合には、その直後の当社が定める休日以外の日となります。）を解約日といたします。
- ② 当社の責めとならない理由（災害等不可抗力による場合を除きます。）により電気需給契約を解約するために必要な処置ができない場合は、電気需給契約は解約する

ための処置が可能となった日を解約日といたします。

(2) 他の小売電気事業者への契約切り替えによる解約

お客さまが当社との電気需給契約を解約し、新たに他の小売電気事業者から電気の供給を受ける場合には、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。当社は、当該小売電気事業者からの依頼を受け、お客さまと当社との電気需給契約を解約するために必要な処置を行います。この場合、電気需給契約は、新たな小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される日を解約日といたします。

39 当社からの電気需給契約の解約

当社は、次の場合には、電気需給契約を解約することがあります。なお、(2)に該当する場合を除き、原則として解約の15日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合。

- ① 電気料金の支払期日を経過してもなお支払いがない場合
- ② 当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）における債務を期日までに履行しない場合
- ③ 当社または当社 LP ガス販売代理店から LP ガスを購入することが電気需給契約の条件となっている場合で、その購入を中止した場合
- ④ 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息や工事費負担金等）を履行しない場合
- ⑤ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合
- ⑥ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合
- ⑦ 支払停止の状態に陥った場合
- ⑧ 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合
- ⑨ その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合
- ⑩ お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明した場合
- ⑪ 本約款および託送約款、関連法令・条例・規則等に反した場合
- ⑫ お客様が自らまたは第三者を利用し、次のいずれかに該当する行為を行った場合
 - (イ) 暴力的または不当な要求行為
 - (ロ) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (ハ) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑬ お客様が次のいずれかに該当し、送配電事業者が託送供給を停止した場合またはその恐れがある場合
 - (イ) お客様の責めとなる理由により、保安上の危機が生じた場合
 - (ロ) 需要場所内の送配電事業者の電気工作物を故意に損傷等により、送配電事業者に重大な損害を与えた場合

- (ハ) 送配電事業者に無断で送配電事業者所有設備とお客様の電気設備を接続した場合
 - (二) 不正に送配電事業者の電線路を使用または電気を使用した場合
 - (ホ) 契約負荷設備以外の負荷設備を用いて電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合
 - (へ) 46（電気需給にともなうお客様の協力）(1)に反して、送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合、または(2)によって必要となる措置を講じられない場合
- (2) お客さまが 38（お客さまからの電気需給契約の解約）(1)による通知をせずに、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合。
- (3) 27（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまがその理由となった事実を解消されない場合。なお、この場合には、その旨をお客さまにあらかじめお知らせいたします。

40 電気需給契約解約後の債権債務関係

電気需給契約中の電気料金その他の債権債務は、電気需給契約の解約によっては消滅いたしません。なお、これには支払義務発生日が到来していないものも含まれます。

VII 供給方法・工事および工事費負担金

41 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、原則、託送約款の供給地点とし、送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。なお、お客さまと送配電事業者との協議により別途定めた場合には、この限りではありません。
- (2) 需給地点に至るまでの供給設備は、送配電事業者の所有とし、お客さまが工事費負担金等送配電事業者を支払っていただく金額を除き、送配電事業者の負担で施設いたします。
- (3) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。
- (4) 供給設備、付帯設備およびその施設に関するその他の事項は、託送約款によるものといたします。

42 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器およびその付属装置（計量器箱、通信装置等をいいます。）は、原則として送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、とくに多額の費用を要する場合は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 計量器およびその付属装置の取付け位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 計量器およびその付属装置の取付け場所は、お客様から無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) 送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器およびその付属装置の取付け位置を変更し、または、これに準ずる工事をする場合には、当社は実費をお客さまから申し受けます。

43 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付け

ます。

- (2) 電流制限器等の取付け位置は原則として屋内とし、その取付け場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付け位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社が送配電事業者から請求される実費相当額を工事費負担金等相当額としてお客さまから申し受けます。

44 工事費負担金

- (1) お客さまが以下のいずれかに該当し、かつ、当社が送配電事業者からお客さまにかかる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにはその費用を負担していただきます。なお、当該費用は、託送約款の定めに従い送配電事業者が計算するものとし、原則として工事着手前にお支払いいただきます。
 - ① お客さまが新たに電気の使用を開始、電気料金メニューを変更、契約電流、契約容量または契約電力を増加する場合
 - ② お客さまが新たに電気の使用を開始、電気料金メニューを変更、契約電流、契約容量または契約電力を増加するために、新たに特別の供給設備を施設する場合
 - ③ 新たな電気の使用、契約電流、契約容量または契約電力の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合
 - ④ お客さまが、契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加もしくは減少した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合
 - ⑤ その他お客さまの都合にもとづく場合
- (2) お客さまが希望する場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に工事費等に関する契約書を作成いたします。
- (3) 工事完成後、工事着手前にお支払いいただいた工事費負担金と、実際の工事費負担金に差異があり、送配電事業者から精算を求められた場合には、お客さまにお支払いいただきます。

45 需給開始に至らないで電気需給契約を解約する場合等の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって電気需給開始に至らないで電気需給契約を解約または変更する場合は、当社は、送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受けます。なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要し、当該金額を送配電事業者から請求されたときは、その実費を申し受けます。

VIII その他

46 電気需給にともなうお客さまの協力

(1) 立入業務への協力

送配電事業者は、当社が本約款による電気需給契約遂行上必要と認める場合、および送配電事業者が電気業務上必要と認める場合には、お客さまの承諾を得てお客さまの土地もしくは建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

(2) 電気の使用にともなう協力

① お客さまの電気使用により、次の原因等で第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただきます。特に必要がある場合には、お客さまの負担で、送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

(イ) 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

(ロ) 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

(ハ) 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

(ニ) 著しい高周波または高調波を発生する場合

(ホ) その他 (イ)、(ロ)、(ハ) または (ニ) に準ずる場合

② お客さまが発電設備を送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、①に準じて取り扱います。なお、この場合の連系条件は、送配電事業者が定める系統連系に関する契約要綱等によります。

(3) 制限および中止への協力

当社が、31 (使用の制限もしくは中止) によって、お客さまの電気の使用を制限もしくは中止する場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

(4) 必要な用地の提供の協力

電気の供給にともない送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力をさせていただきます。

(5) 保安等に対する協力

① 次の場合、お客さまからすみやかにその旨を送配電事業者に通知していただきます。この場合、送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

(イ) お客さまが、引込線、計量器等、その他お客さまの需要場所内の送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または、そのおそれがある

ると認めた場合

(ロ) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または、そのおそれがあり、それが送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- ② お客さまが、送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、送配電事業者は、①に準じて、適当な処置をいたします。
- ③ お客さまが、送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更、または修繕工事をされた後、その物件が送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を送配電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上特に必要があるときには、送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- ④ 送配電事業者は、必要に応じて、電気の供給に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行いません。

(6) 調査への協力

- ① お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。
- ② 送配電事業者は、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査するにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾を得て電気工作物の配線図を提示していただきます。

47 請求書の郵送

当社は、お客さまの申出があった場合、請求書を発行のうえ、郵送いたします。この場合、発行手数料 165 円（税込）をお支払いいただきます。

48 消費税法改正の場合の取扱い

消費税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法に則り料金を計算のうえ、お客さまから申し受けます。この場合、消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によるものといたします。

49 専属的合意管轄裁判所

電気需給契約にかかわる訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

50 反社会的勢力の排除

- (1) お客様及び当社は、電気需給契約成立時において、自己、自己の役員（役員とは、取締役、執行役、業務を執行する従業員、監査役またはこれに準ずる者をいいます。以下同じ）または自己の代理人もしくは媒介をする者が現在、次の各号のいずれの者（以下「反社会的勢力」といいます。）にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約します。
- ① 暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます）、および暴力団関係企業。
 - ② 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）、および暴力団準構成員、その他暴力団員と密接な関係を有する者。
 - ③ 総会屋、社会運動標榜暴力集団、政治活動標榜暴力集団、特殊知能暴力集団。
 - ④ その他前各号に準ずる者。
- (2) お客様及び当社は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれに該当する行為（以下「反社会的行為」といいます。）を行わないことを表明し、かつ将来にわたっても行わないことを相互に確約します。
- ① 暴力的または不当な要求行為。
 - ② 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ③ 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - ④ その他前各号に準ずる行為。
- (3) お客様及び当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに電気需給契約を解約することができるものとし、当該解約により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

附則

1 本約款の実施期日

本約款は、2023年11月1日から実施します。

2 送配電事業者

1（適用）(1)で定める送配電事業者は、東京電力パワーグリッド株式会社とします。

3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの供給条件については、次のとおりといたします。

(1) 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、本約款本則の18（料金の算定期間）によるものといたします。）といたします。ただし、お客さまが電気の需給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は開始日から直後の検針日の前日までの期間、または直前の検針日から終了日の前日までの期間（ただし、電気需給契約を終了させる場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から終了日までの期間といたします。）といたします。

(2) 料金の算定

料金は、(1)に定める料金の算定期間を本約款本則の18（料金の算定期間）の計量期間とみなし、算定いたします。

4 標準周波数についての特別措置

本約款実施の際、現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社のホームページに掲載いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- ① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- ② お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (86,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金にかかる計量期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金にかかる計量期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金にかかる計量期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金にかかる計量期間

毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金にかかる計量期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金にかかる計量期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金にかかる計量期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金にかかる計量期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金にかかる計量期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金にかかる計量期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金にかかる計量期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日 までの期間)	翌年の5月の料金にかかる計量期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって計算された燃料費調整単価を適用して計算いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.183円
------------	--------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載いたします。

3 日割計算

- (1) 当社は、本約款の20(料金の算定)(1)に定める場合により、料金を日割計算するときには、基本料金は、以下のとおり日割計算をいたします。

$1月の該当基本料金 \times 日割計算対象日数 \div 計量期間$

- (2) 当社は、本約款の20(料金の算定)(2)に定める場合により、料金を日割計算するときには、基本料金は、以下のとおり日割計算をいたします。

$1月の該当基本料金 \times 日割計算対象日数 \div 暦日数$

- (3) 当社は、37 (2) (契約電流、契約容量または契約電力の変更) に定める場合により、料金を日割計算するときには、基本料金は、以下のとおり日割計算をいたします。

$$\begin{aligned} & \text{【変更前の契約電流、契約容量または契約電力の基本料金】} \times \\ & \text{【計量期間初日から変更日の前日までの日数】} \div \text{【計量期間】} \\ & + \text{【変更後の契約電流、契約容量または契約電力の基本料金】} \times \\ & \text{【変更日から計量期間末日までの日数】} \div \text{【計量期間】} \end{aligned}$$

- (4) 本約款の 20 (料金の算定) (1) に定める場合により、料金を日割計算するときには、日割計算対象日数には、開始日、消滅日を含みます。
- (5) 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量により計算いたします。
- (6) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。